

※この法令は廃止されています。  
昭和四十五年通商産業省令第五十九号  
情報処理技術者試験規則

(昭和四十五年政令第二百七号)第五条の規定に基づき、情報処理技術者試験規則を次のように制定する。

#### (試験の区分)

#### 第一条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。)第七

条第一項の情報処理技術者試験は、情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)の表の上欄に掲げる試験に区分して行うものとする。

#### 第二条 情報処理技術者試験の科目は、別表に掲

げるとおりとする。

#### 2 情報処理技術者試験は、筆記試験又はコンピュータその他の電子機器等を利用した試験により行うものとする。

3 応用情報技術者試験に合格した者が、当該応用情報技術者試験に係る第六条第二項の公示が行われた日から二年内にITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワーカスエンジニア試験、データベースシステムアーキテクト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験又はシステム監査技術者試験(次項及び第五項において「免除対象試験」という。)を受ける場合は、その申請により、情報処理システム(情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下同じ。)に係る業務に関する共通的知識(次項及び第五項において「免除対象科目」という。)についての試験を免除する。

4 免除対象試験のいずれか一つの試験に合格した者が、当該試験に係る第六条第二項の公示が行われた日から二年内に免除対象試験を受ける場合は、その申請により、免除対象科目についての試験を免除する。

5 免除対象試験のいずれか一つの試験を受験した者であつて、当該試験に係る第六条第二項の公示が行われた日から二年内に免除対象試験を得た者が当該免除対象試験に係る第六条第二項の公示が示が行われた日から二年内に免除対象試験を受ける場合は、その申請により、免除対象科目についての試験を免除する。

#### 第三条 (経済産業大臣の認定等)

こと。

#### 第四条 情報処理技術者試験の実施方法

こと。

#### 五 当該講座を開設する者が、次条第八項及び第九項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でない

こと。

#### 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

こと。

#### 七 認定講座開設地、講座開設時期、受講対象者及び受講条件

こと。

#### 八 経済産業大臣は、認定講座開設者が前項の規定に違反したときは、同項の変更に係る認定講

座の認定を取り消すことができる。

#### 6 情報処理技術者の効果的な育成を図るために開設された講座であつて次の各号のいずれにも該当するもののうち、当該講座の修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識(以下この項において「免除対象科目」といいう。)を習得することができるものとして経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が法第七条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、機構)以下この項(第一号を除く。)から第四条までにおいて同じ。)の認定を受けたもの(以下「認定基本情報技術者試験免除対象科目履修講座」という。)を受講した者が、当該認定基本情報技術者試験免除対象科目履修講座の修了認定を受けた日から一年以内に基本情報技術者試験に係る履修計画が、経済産業大臣が定めたもの(以下「認定講座」)の認定を受けたもの(以下「認定講座開設者」といいう。)を受講した者が、当該認定基本情報技術者試験免除対象科目履修講座の修了認定を受けた日から一年以内に基本情報技術者試験に係る履修項目に応じたものであること。

一 履修計画(履修項目)との履修時間及び使用する教材を含む。)

二 修了認定の基準

#### 三 修了試験の実施方法

こと。

#### 四 講座開設地、講座開設時期、受講対象者及び受講条件

こと。

#### 五 講座開設地、講座開設時期、受講対象者及び受講条件

こと。

#### 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

こと。

#### 七 認定講座開設者は、認定講座の修了試験を実施しようとするときは、当該修了試験に係る問題提供料として修了試験一回当たり受験者一人につき二千円を納付しなければならない。

四 前条第六項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から二年とする。

五 認定講座開設者は、認定講座の修了試験を実施しようとするときは、当該修了試験に係る問題提供料として修了試験一回当たり受験者一人につき二千円を納付しなければならない。

六 認定講座開設者は、認定講座を受けた者について当該認定講座の修了認定を行つた年月日並びに当該認定講座の名称及び開設地を公表するものとする。

七 認定講座開設者は、認定講座を受けた者について当該修了認定を受けた者の氏名、生年月日及び受けた日から二年とする。

八 経済産業大臣は、認定講座を受けた者について当該認定講座の修了認定を行つた年月日並びに当該認定講座の名称及び開設地を公表するものとする。

九 経済産業大臣は、認定基本情報技術者試験免除対象科目履修講座が前条第六項各号のいずれに該当しないこととなつたときは、前条第六項の認定を取り消すものとする。

一〇 経済産業大臣は、認定講座の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定講座開設者の同意を得て、認定講座の実施状況について調査することができる。

一一 認定基本情報技術者試験(以下単に「試験」という。)は、毎年少なくとも一回行い、試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関する事項は、あらかじめ官報に公示する。

一二 経済産業大臣は、前項のほか、試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

一二 一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二



第三十九号。以下「特定事業省令」という。) 第二十四条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年経済産業省令第三十九号。以下「特定事業省令」という。) 第二十四条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている講座(同条第二項第二号に掲げる修了認定の基準に同項第四号に規定する民間資格の取得を含むものを除く。) であつて経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。) がその試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、機構(以下同じ。) が提供する問題により修了認定に係る試験を行うものについては、この省令による改正後の情報処理技術者試験規則(以下「新規則」という。) 第二条第五項に規定する免除対象科目を習得させることができるものとして経済産業大臣が認めたものとみなす。この場合において、新規則第三条第四項中「当該認定を受けた日」とあるのは、「情報処理技術者試験規則」の一部を改正する省令(平成十八年経済産業

(第二条第六項各号、第三条第一項、同一条第一項、第五条第一項、第六条第二項、第七条第一項、第九条、第十条及び様式第一から第六までとの規定を除く。) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令の規定及び経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十五条第二項及び第三項の規定を除く。)の適用については、なお従前の例によることとする。この場合において、この省令による改正前的情報処理技術者試験規則(以下「旧規則」という。)の規定の適用については、旧規則第三条第四項中「二年」とあるのは「二年を経過した日」(当該二年を経過した日が平成二十一年四月一日以後の日となる前条第五項の認定にあつては、平成二十一年三月三十一日)までの間」とする。

成の如きは第一正記は第二某特破等で一定

表下欄に掲げる科目（初級システムアドミニストレータ試験については、情報処理システムに関する基礎知識、情報処理システムの活用に関する共通的知識及び情報処理システムの活用に関する共通的能力）とする」とする。  
平成二十一年四月一日から平成二十一年四月三十日までの間、この省令による改正後の情報処理技術者試験の区分等を定める省令の規定の適用については、「区分並びに対象となる知識及び技能は、次の表のとおりとする」とあるのは「区分は次表の上欄に掲げる区分及び初級システムアドミニストレータ試験として対象となる知識及び技能は、次表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる知識及び技能（初級システムアドミニストレータ試験については、情報処理システムの活用に必要な共通的知識及び技能）とする」とする。

を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）による改正前の情報処理技術者試験規則第二条第三項に規定する免除対象試験の」とする。

（基本情報技術者試験についての経過措置）

**第五条** 平成二十一年四月一日から平成二十一年四月三十日までの間、新規則第二条第六項の適用については、同項中「受けたもの」とあるのは、「受けたもの」及び情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号。以下「改正省令」という。）による改正前の情報処理技術者試験規則（改正省令第一条中情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号を改正する規定、同項第三号の次に二号を追加する規定及び同規則第三条第一項、同条第二項、第五条第一項、第六条第二項、第七条第一項、第九条第十条及び様式第一から

前二項の規定により平成二十一年四月一日から平成二十一年四月三十日までの間に実施される初級システムアドミニストレータ試験(旧規

六までを改正する規定による改正後の情報処理技術者試験規則を含む。) 第二条第六項の規定による認定を受けたもの」とする。

則第二条第五項の規定による認定又はこの省令による改正前の経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（以下「旧省令」という。）第二十四条第一項の規定による認定を受けた講座を平成二十二年三月三十一日までの間に修了した者が受験する場合に限る。）に対する旧規則第二条第五項の規定又は旧省令第二十四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。（ITストラテジスト試験等についての経過措置）

(第一項中情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号を改正する規定、同項第三号の次に二号を追加する規定並びに同規則第三条第一項、同条第二項、第五条第一項、第六条第二項、第七条第一項、第九条、第十条及び様式第一から第六までを改正する規定による改正後の情報処理技術者試験規則を含む)第二条第六項の規定による認定を受けた講座は、新規則第二条第六項の規定による認定を受けたものとみなして、同項並びに新規則第三条第四項、第五項、第七項、第八項及び第九項の規定を適用する。この場合において、新規則第二条第六項中「情

三月三十一日までの間、新規則第二条第三項の規定の適用については、同項中「志用情報技術

報処理技術者の効果的な育成を図るために開設された講座であつて次の各号のいずれにも該当

規定の適用について、同項の「耐用情報技術者試験」とあるのは「応用情報技術者試験又は者試験」とあるのは「応用情報技術者試験又は

おれが語彙、この一連の名詞のいわばは語彙するもののうち、当該講座の修了により基本情

情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）によ

報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システム

る改正前の情報処理技術者試験規則及び情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年

テムの開発及び活用に関する共通的基礎知識（以下この項において「免除対象科目」という

（通商産業省令第四十七号）に規定するソフトウェア開発者試験一二二九。

。) を習得することができるものとして経済産業省(独立行政法人)情報処理推進機構(以下「JIP」)

二ノア開発技術者試験」とする。

業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が法第七条第二項の規定によ

三十一日までの間、新規則第二条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項及び

り情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつて

第五項中「免除対象試験の」とあるのは「免除

は、機構。以下この項（第一号を除く。）から  
第四条までこおへて同じ。」の認定を受けたも

卷之三

第三章

の」とあるのは「情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令(平成十九年経済産業省令第七十九号。以下「改正省令」という。)による改正前の情報処理技術者試験規則(改正省令第一条中情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号を改正する規定 同項第三号の次に二号を追加する規定並びに同規則第三条第一項、同条第二項、第五条第一項、第六条第二項、第七条第一項、第九条、第十条及び様式第一から第六条までを改正する規定による改正後の情報処理技術者試験規則を含む。以下「旧規則」という。)第一条第六項の規定による認定を受けた講座(経済産業大臣の定めるところにより当該講座がその修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通の基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識(以下この項において「免除対象科目」という。)を得て修了することができるものである旨の届出が行われたものに限る。)と、新規則第三条第五項中「認定講座を開設者」と、新規則第三条第五項中「認定講座開設者」とあるのは「認定講座開設者(その開設した講座について前条第六項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)」と、「認定講座を開設する者は「認定講座(当該認定を受けた講座をいふ。以下同じ。)」と、同条第九項中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣(独立行政法法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が旧規則第二条第六項の認定を行つた場合における「機構」と、「前条」とあるのは「旧規則第二条」と、「なつたとき」とあるのは「なつたとき又は当該講座がその修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識(以下この項において「免除対象科目」という。)を習得することができるものであると認められないとき」と読み替えるものとする。

(平成十五年経済産業省令第三十九号。以下「特定事業省令」という。) 第二十五条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けてい  
る講座であつて、経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が  
その試験の実施に関する事務を行う場合にあつ  
ては、機構(以下同じ。)が提供する問題によ  
り修了認定に係る試験を行うもの及び経済産業  
大臣が適切であると認めた問題により修了認定  
に係る試験を行うものについては、この省令に  
よる改正後の情報処理技術者試験規則(以下  
「新規則」という。)第二条第六項に規定する免  
除対象科目を習得させることができるものとし  
て経済産業大臣が認めたものとみなす。この場  
合において、新規則第三条第四項中「当該認定  
を受けた日」とあるのは、「情報処理技術者試  
験規則の一部を改正する省令(平成二十一年経  
済産業省令第五十九号)」の施行の日」と読み替  
えるものとする。

この省令の施行の際現にこの省令による改正  
前の特定事業省令第二十五条第一項に規定され  
た特例に関する措置の適用を受けている講座  
(経済産業大臣が提供する問題により修了認定  
に係る試験を行うもの又は経済産業大臣が適切  
であると認めた問題により修了認定に係る試験  
を行うものの限る)を受講する者で、平成二  
十一年十月一日から平成二十二年九月三十日ま  
での間に修了した者が、当該講座の修了認定を  
受けた日から一年以内に基本情報技術者試験を  
受ける場合は、その申請により、免除対象科目  
についての試験を免除する。

